

一人一人の子どもの可能性を伸ばすために

東広島市教育委員会

特別支援教育とは、障がいのある子どもの自立と社会参加をするための主体的な取り組みを支援する、という視点に立ち、対象となる子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を確認して伸ばし、学習や生活で抱える困難さを軽減し改善するための適切な指導や支援を行うものです。また、特別支援教育は、知的な遅れのない発達障がいも含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものです。



市教育委員会や学校では、お子様の可能性を伸ばす環境や就学の在り方について、保護者の皆様と一緒に考えていきます。

小中学校の支援について

学校全体で子どもたちの支援を行っています！

通常の学級

一人一人の特性に配慮し、指導内容・方法を工夫した学習活動を行います。

通級による指導

通常の学級に在籍し、ほとんどの授業を通常の学級で行いながら、障がいの状態等一人一人の特性に応じた特別な指導を行います。

対象：言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害（LD）、注意欠如多動症（ADHD）、肢体不自由、病弱・身体虚弱

特別支援学級

障がいの種別ごとの少人数学級で、障がいのある子ども一人一人に応じた教育を行います。
対象：知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害

交流及び
共同学習

交流及び共同学習は、相互のふれあいを通じて豊かな人間性を育むことと、教科等の学習のねらいを達成するために行っています。



- 特別支援教育コーディネーターと呼ばれる教員が中心となって、福祉機関等の関係機関との連絡・調整を行ったり、保護者からの相談を受けたりします。
- 校内委員会を設置して、支援の方法等を検討する等、学校全体で子どもの支援を行います。
- 学習面や生活面における困難さを抱えている子どもについて、保護者と連携して「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、一人一人の教育的ニーズに合った支援を行います。

特別支援学校（県立）について

特別支援学校とは、障がいの程度が比較的重い子どもを対象として専門性の高い教育を行う学校です。視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、知的障害、病弱の特別支援学校があります。

発達障がいについて

発達障害者支援法において、「発達障がい」は、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。

●コミュニケーション（対人関係）の困難さ

- ・会話のやりとりや感情を共有することが難しい
- ・年齢に応じた対人関係が築けない 等

●興味や行動への強いこだわり

- ・常に同じ動きや会話を繰り返す
- ・非常に限定的で固執した興味がある 等

●不注意タイプ

- ・忘れ物が多い
- ・活動に集中し続けることが難しい 等

●多動・衝動タイプ

- ・そわそわと手足を動かしたり、じっと座っていられなかったりする
- ・思ったことが口から出たり、すぐに行動に移したりする 等



※その他発達性協調運動症やチック症・トゥレット症等も含む

●読みの困難さ

- ・文字や行を読み飛ばす
- ・音読で一文字ずつ区切る等

●書きの困難さ

- ・枠内に文字が書けない
- ・鏡文字になる 等

●計算の困難さ

- ・一桁の足し算・引き算の暗算が苦手
- ・繰り上がり・繰り下がりのある計算が苦手 等

引用：「支援者のための発達障害支援ガイドブック」P13（一部改変）

発達障がいがどのように現れ、また、どの程度困難なのかは、人それぞれ異なります。また、周囲の環境や接し方によっても、多様に変化します。ここでは発達障がいの特性の代表例を紹介します。
※ ただし、以下の事例と同じような特性があったとしても必ずしも発達障がいがあるというわけはありません。

- 対人関係・社会性における特性の例**:
 - Illustration 1: A child is being picked up by a parent. Text: 「暗黙のルールが分からない」 (Unaware of unspoken rules).
 - Illustration 2: A child is talking to a friend. Text: 「接し方のルールが分からない」 (Unaware of interaction rules).
- 学習における特性の例**:
 - Illustration 3: A child is looking at a board with the character '体' (Body). Text: 「知的な遅れを伴わないが、読み・書き・計算などのうち特定のことで極端な困難が見られる」 (Intelligence is not delayed, but extreme difficulties are seen in specific areas like reading, writing, and calculation).
- 不器用さや感覚における特性の例**:
 - Illustration 4: A child is holding a pencil. Text: 「身体を動かすことが極端に苦手或不器用」 (Extremely difficult or clumsy to move the body).
 - Illustration 5: A child is looking at a sound wave. Text: 「感覚が極端に過敏又は鈍感」 (Extremely sensitive or insensitive to stimuli).
- 不注意・多動・衝動性の例**:
 - Illustration 6: A child is sitting at a desk. Text: 「同じ年齢の人に比べ、注意力や集中力が極端に低い」 (Compared to peers, attention and concentration are extremely low).
 - Illustration 7: A child is talking to a friend. Text: 「考える前に、思いついた行動を唐突に行う」 (Acting impulsively without thinking).
- 言葉・コミュニケーションにおける特性の例**:
 - Illustration 8: A child is talking to a friend. Text: 「言葉をオウム返りする」 (Echopraxia).
 - Illustration 9: A child is talking to a friend. Text: 「言葉を字義どおりに受け止めてしまう」 (Taking words literally).
 - Illustration 10: A child is talking to a friend. Text: 「言葉の使い分けが苦手」 (Difficulty with using language appropriately).

引用：広島県ホームページ (<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/1245372748537.html>)

就学先決定までの流れ

就学先の決定に際しては、東広島市教育委員会が、本人・保護者に対し十分な情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と東広島市教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則として、最終的には東広島市教育委員会が決定します。（「就学」とは、学校に入って教育を受けること、また在学していることを意味します。）

① 就学先の検討（4月～10月）

保護者が、幼稚園、保育所、認定こども園、教育委員会担当者等に相談します。

※ 医療機関の受診が必要となります。

※ お子様が小学生又は中学生の場合は、お子様が通われている小・中学校に相談します。

※ 特別支援学校の就学には、特別支援学校での教育相談が必要です。

② 教育委員会での教育相談（4月～11月）

教育委員会担当者が保護者との面談を通して、お子様に必要な支援や適切な就学先について一緒に考えます。その際、必要に応じて、診断書や検査結果、手帳等が必要となります。

※ 特別支援学校への就学を希望される場合は、8月末までに教育委員会まで連絡をしてください。

③ 実態把握、就学指導（4月～12月）

教育委員会担当者等が園・所、学校を訪問し、お子様の様子を観察し、担任の先生等と面談します。その後、保護者と就学先について連携をとります。

④ 教育支援委員会による審議（9月～12月）

教育支援委員会は、学識経験者・医師・教諭等の専門家から構成されており、本人の状況・教育的ニーズ・保護者の意見を踏まえながら総合的な観点から審議を行います。

⑤ 就学先決定

教育委員会担当者が保護者に審議結果をお伝えし、就学先を確認します。その後、教育委員会が各学校長宛に教育支援委員会の審議結果とともに就学先を通知します。

特別支援学校（県立）

小中学校

特別支援学級

通常の学級

通級による指導
（通常の学級在籍）

相談ができる機関等

① 発達等が気になる子どもについての相談

●東広島市こども家庭課

お子様の発達（ことば、かんしゃく、落ち着き等）や、関わり方、育児に関する保護者の心配ごとと一緒に考える相談窓口です。

TEL 082-420-0407

FAX 082-424-1678

●東広島市子育て・障がい総合支援センター（はあとふる）

お子様の様子をうかがったうえで、発達障がいの説明をします。保育所や幼稚園等で様子も拝見し（希望された場合）、お子様の特徴が、発達障がいの特性と重なる部分があれば、お伝えしています。また、ご要望があれば、医療機関や療育機関のご紹介をさせていただくこともあります。

TEL 082-493-6073

② 就学等に関する相談

●東広島市教育委員会学校教育部指導課

就学を前に、「発達等で気になることがある」「小学校入学にあたって心配なことがある」等のお悩みがある場合、教育相談を行います。

教育相談では、主に次のご相談をお受けしています。

○ 特別支援学校への就学について

○ 特別支援学級への入級について

○ 通級指導教室への入級について

なお、ご相談の際には、必ず事前に電話予約をお願いします。

TEL 082-420-0976



③ その他の相談機関

●広島県立教育センター（東広島市八本松南一丁目2-1）

TEL 082-428-1188

●広島県西部こども家庭センター（広島市南区宇品東4丁目1-26）

TEL 082-254-0381

④ 発達障がいを診断してくれる医療機関

（広島県サイト）

URL <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/iryoukikanrisuto.html>

